

議案第134号

小野田北部地区都市公園施設の指定管理者の指定について  
下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

小野田北部地区都市公園施設（東沖緑地、二番堤公園、若山公園、小野田中央公園、縄地ヶ鼻公園、高千帆公園、旭町公園、桜町公園、ひばりが丘公園、えびす公園、くし山公園、叶松公園、有帆公園、旦公園、高千帆ふれあい公園、浜田公園、西高泊公園、高泊児童公園、第1号高千帆台児童公園、第2号高千帆台児童公園、大休団地児童公園、共和台子供広場、共和台中央公園、地産団地児童公園、船越青葉台公園、柿の木坂南公園及び新生町ふれあい公園）

2 指定管理者となる団体の名称

公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで